

# 野津原地区の『騒音に係る環境基準の指定』と『騒音及び振動の規制地域の見直し』の概要

## 1. 目的

今日、野津原地区では、騒音の環境基準が指定されておらず、騒音や振動の規制地域と規制基準が一部を除き設定されていない状況にあり、このことはその他市域と比較すると均衡を欠く規制の状況になっています。これを解消するため、野津原地区の全域について、新たに環境基準を定め、騒音規制法と振動規制法の規制地域の指定を行うことで、野津原地区に居住する市民の生活環境を保全することを目的とします。

## 2. 経過

騒音や振動の法令では、工場や建設工事等の規制を行う必要があると認められる地域について、市長が法に基づき環境基準と規制地域を指定し、基準を設定しています。

野津原地区については、平成 17 年 1 月 1 日の編入に伴い、県が指定した地域※1)をそのまま受け継ぎ、騒音、振動の規制が適用されない地域が存在しています。

騒音に係る環境基準については、大分県から市域の指定の権限移譲を受け、平成 24 年 3 月 15 日に県が指定した地域(旧大分市及び旧佐賀関町の全域)をそのまま受け継ぎ、野津原地区については、指定せずに告示を行いました。

環境基準の指定に係る法定受託事務の処理基準※2)では、地域の指定の見直しについて、おおむね 10 年ごとに行うことと規定されていることから、今回、野津原地区について新たに環境基準を定め、あわせて現行の騒音規制法の地域の見直しと振動規制法の地域指定を行い、野津原地区に居住する市民の生活環境を保全することが適切との判断に至りました。

※1)騒音規制法では、佐賀関地区及び野津原地区の大字野津原と大字廻栖野の一部を、また振動規制法では佐賀関地区をそれぞれ指定

※2)「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について(平成 13 年 1 月 5 日付け環大企 3 号 通知)」参照

### 【参考 1. 騒音と振動の法令】

#### ① (環境基本法)騒音に係る環境基準

市民の生活環境を保全するために守ることが望ましい基準  
(対象：一般地域・道路に面する地域)

#### ② 騒音規制法・大分市騒音防止条例

市民の生活環境を保全するために工場等や建設工事等の騒音を規制する基準

(対象：工場・事業場、建設工事、自動車騒音)

#### ③ 振動規制法

市民の生活環境を保全するために工場等や建設工事等の振動を規制する基準

(対象：工場・事業場、建設工事、道路交通振動)



## 3. 見直しの方針

### 3-1. 規制地域の指定の現況と今後の見直し

野津原地区全域について、騒音に係る環境基準を定め、騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例の規制地域とします。

#### ①現況

	旧大分市	佐賀関地区	野津原地区
(環境基本法) 騒音に係る環境基準	全域を指定済	全域を指定済	指定なし
騒音規制法 大分市騒音防止条例	全域を指定済	全域を指定済	大字野津原・ 大字廻栖野の一部を指定 その他は指定なし
振動規制法	全域を指定済※3)	全域を指定済	指定なし

※3) 臨海部の工業専用地域を除く

#### ②見直し

	旧大分市	佐賀関地区	野津原地区
(環境基本法) 騒音に係る環境基準	全域を指定済	全域を指定済	全域
騒音規制法 大分市騒音防止条例	全域を指定済	全域を指定済	全域
振動規制法	全域を指定済※3)	全域を指定済	全域

※3) 臨海部の工業専用地域を除く

### 3-2. 騒音に係る環境基準の類型と騒音・振動の規制区域の区分

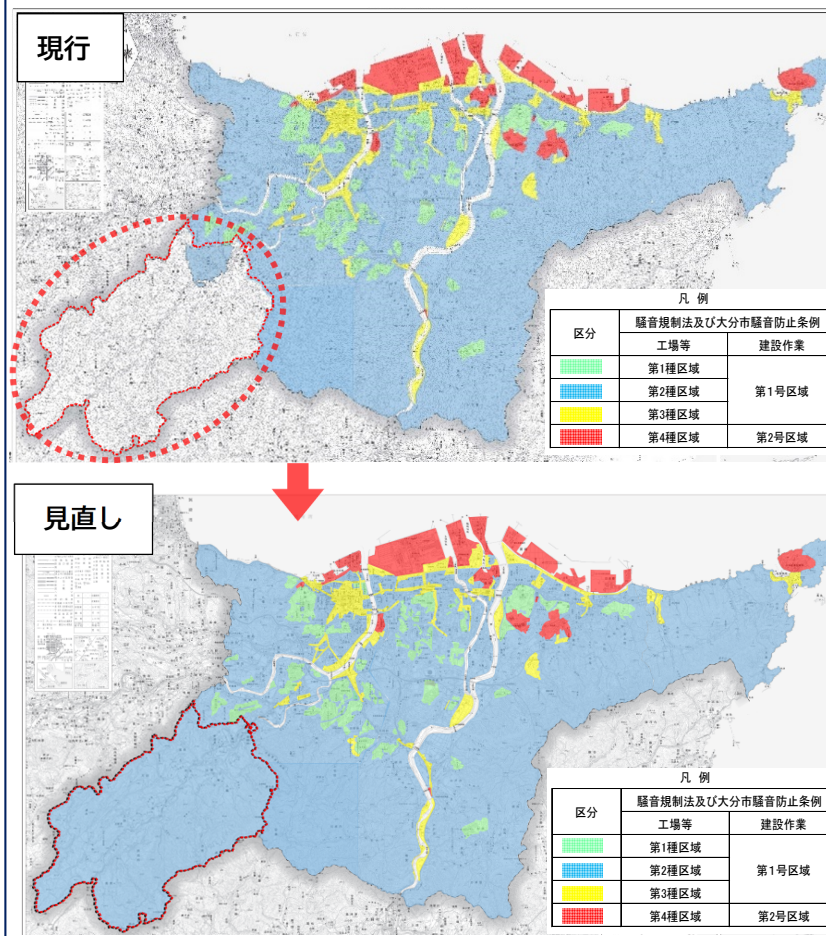
土地利用形態やその他地区の類型を考慮して、区分と基準値・規制値を定めます。

各法	区分	基準値・規制値			
		昼間 (6時~22時)		夜間 (22時~6時)	
(環境基本法) 騒音に係る環境基準	B 類型	55dB		45dB	
騒音規制法 大分市騒音防止条例	第 2 種区域	朝 (6~8時)	昼間 (8~19時)	夕 (19~22時)	夜間 (22~6時)
		50dB	60dB	50dB	45dB
振動規制法	第 1 種区域	昼間 (8時~19時)		夜間 (19時~8時)	
		60dB		55dB	

## 4. 見直し後の効果

- ・野津原地区の全域において、特定工場等や道路工事等を原因とする騒音や振動を規制することができます。
- ・法や条例の規制基準を定めることで、騒音・振動苦情の発生の未然防止や円滑な苦情解決に繋がります。
- ・新たな開発計画の事業者には環境の保全目標や遵守しなければならない規制基準を明示することができます。
- ・その他の地区と同様に野津原地区に居住する市民の生活環境の保全を図ることができます。

### 騒音規制法及び大分市騒音防止条例の指定地域図



### 【参考 2. 騒音の目安】

騒音値	騒音の具体例
80dB	救急車のサイレン
70dB	セミの鳴き声
60dB	走行中の自動車内 普通の会話
50dB	家庭用エアコン室外機 静かな事務所
40dB	図書館内

## 5. これまで経過と今後の予定

- 令和 4 年 8 月、10 月 大分市環境審議会
- 同年 8 月~9 月 市民意見公募
- 同年 11 月 1 日 告示・周知期間
- 令和 5 年 4 月 1 日 施行予定